

兵庫県公報

平成28年4月5日 火曜日 第2787号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良事業の計画変更認可（同）	2
○ 昭和32年兵庫県告示第642号（海岸保全区の指定）の一部改正（漁港課）	3
○ 雪彦峰山県立自然公園に関する公園計画の変更（自然環境課）	6
○ 郷土記念物の指定の解除（同）	6
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 道路の供用開始（同）	9
○ 南あわじ都市計画道路事業の事業計画の認可（平成28年近畿地方整備局告示第45号）（同）	9
○ 港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき除却し、保管した船舶等（港湾課）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	11
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（西播磨県民局）	11
○ 同 上（同）	12
公 告	
○ 落札者等の公示（広報課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
企業庁公告	
○ 落札者等の公示	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	17
教育委員会規則	
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	18

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）
県立川西緑台高等学校普通科に自然科学系コースを新設することに伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

国府平野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 田 昇	豊岡市日高町掘402番地
同	竹 中 悦 夫	同 市日高町松岡272番地
同	土 井 康 男	同 市日高町土居392番地の 4
同	菅 村 清	同 市日高町府市場408番地
同	藤 原 銀治郎	同 市日高町府中新73番地
同	舩 津 正 廣	同 市日高町野々庄208番地
同	上 田 昭 彦	同 市日高町池上339番地
同	原 田 晃	同 市日高町東芝18番地
同	大 植 邦 夫	同 市日高町上石67番地
同	武 中 惇	同 市日高町竹貫345番地
同	長谷川 豊 夫	同 市日高町藤井127番地
同	一 幡 幸 延	同 市日高町奈佐路81番地の 1
同	田 中 積 夫	同 市日高町山本352番地
監 事	林 敏 昭	同 市日高町西芝496番地
同	谷 本 晃	同 市日高町鶴岡387番地
同	菅 村 和 弘	同 市日高町府市場346番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 中 悦 夫	豊岡市日高町松岡272番地
同	原 田 晃	同 市日高町東芝18番地
同	土 井 康 男	同 市日高町土居392番地の 4
同	菅 村 清	同 市日高町府市場408番地
同	太 田 則 行	同 市日高町府中新68番地
同	清 水 信 次	同 市日高町掘186番地
同	西 村 節 夫	同 市日高町野々庄282番地の 1
同	上 田 昭 彦	同 市日高町池上339番地
同	大 植 邦 夫	同 市日高町上石67番地
同	田 原 一 之	同 市日高町竹貫280番地
同	長谷川 淳	同 市日高町藤井380番地
同	長谷川 晋	同 市日高町奈佐路801番地
同	小 谷 晃	同 市日高町山本280番地
監 事	林 敏 昭	同 市日高町西芝496番地
同	谷 本 晃	同 市日高町鶴岡387番地
同	菅 村 和 弘	同 市日高町府市場346番地



兵庫県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年 4 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認 可 年 月 日

神戸市八多土地改良区	基盤整備促進事業	西畑・深谷地区	平成28年 3 月 15 日
------------	----------	---------	----------------



兵庫県告示第427号

昭和32年兵庫県告示第642号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

播磨沿岸の部坊勢漁港の款奈座の項、西ノ浦の項及び枯木ヶ浦の項を次のように改める。

奈 座	<p>次のア点からナ点を順に結んだ線、ナ点から二点に至る臨港道路山側線、二点からハ点を順に結んだ線、ハ点からア点に至る臨港道路及び市道坊勢島15号線並びに市道坊勢島1号線山側線により囲まれた区域</p> <p>ア点 東経134度30分48秒7010 北緯34度39分20秒2747</p> <p>イ点 東経134度30分49秒2309 北緯34度39分20秒5939</p> <p>ウ点 東経134度30分48秒8633 北緯34度39分22秒1923</p> <p>エ点 東経134度30分49秒7718 北緯34度39分24秒3225</p> <p>オ点 東経134度30分48秒4201 北緯34度39分29秒5995</p> <p>カ点 東経134度30分47秒3901 北緯34度39分30秒8811</p> <p>キ点 東経134度30分45秒3533 北緯34度39分29秒7634</p> <p>ク点 東経134度30分47秒3300 北緯34度39分27秒3041</p> <p>ケ点 東経134度30分48秒0694 北緯34度39分24秒4335</p> <p>コ点 東経134度30分47秒2141 北緯34度39分22秒5023</p> <p>サ点 東経134度30分47秒2281 北緯34度39分19秒6731</p> <p>シ点 東経134度30分49秒6385 北緯34度39分16秒0647</p> <p>ス点 東経134度30分47秒8340 北緯34度39分15秒2073</p> <p>セ点 東経134度30分44秒7862 北緯34度39分15秒6559</p> <p>ソ点 東経134度30分40秒1250 北緯34度39分14秒3264</p> <p>タ点 東経134度30分40秒3521 北緯34度39分11秒4011</p> <p>チ点 東経134度30分35秒1919</p>
-----	--

		<p>北緯34度39分10秒6342 ツ点 東経134度30分31秒5345 北緯34度39分06秒5961 テ点 東経134度30分30秒5713 北緯34度39分09秒4977 ト点 東経134度30分28秒1138 北緯34度39分08秒9652 ナ点 東経134度30分28秒7610 北緯34度39分07秒0717 ニ点 東経134度30分30秒1452 北緯34度39分04秒8458 ヌ点 東経134度30分30秒2879 北緯34度39分04秒6236 ネ点 東経134度30分32秒7372 北緯34度39分04秒1433 ノ点 東経134度30分34秒5179 北緯34度39分05秒2668 ハ点 東経134度30分34秒3441 北緯34度39分05秒8022</p>
<p>西 ノ 浦</p>		<p>次のア点からシ点を順に結んだ線、シ点からス点に至る県道坊勢島線及び西ノ浦 A 護岸並びに市道坊勢島16号線山側線、ス点とセ点を結んだ線、セ点からソ点に至る西ノ浦 B 護岸天端前肩から陸側 8 メートルに引いた線、ソ点とタ点を結んだ線、タ点からア点に至る市道16号線及び同20号線山側線により囲まれた区域</p> <p>ア点 東経134度30分35秒4466 北緯34度38分57秒5832 イ点 東経134度30分34秒0345 北緯34度38分51秒6635 ウ点 東経134度30分35秒8523 北緯34度38分51秒3674 エ点 東経134度30分37秒0553 北緯34度38分56秒4106 オ点 東経134度30分45秒1938 北緯34度38分55秒3369 カ点 東経134度30分48秒9752 北緯34度38分57秒7550 キ点 東経134度30分46秒1512 北緯34度39分01秒8137 ク点 東経134度30分48秒9362 北緯34度39分03秒0842 ケ点 東経134度30分52秒0755 北緯34度38分59秒8731 コ点 東経134度30分59秒5421 北緯34度38分59秒9135 サ点 東経134度30分59秒5466 北緯34度39分01秒9535 シ点 東経134度30分58秒8836</p>

		北緯34度39分01秒9545 ス点 東経134度30分47秒1585 北緯34度39分04秒4335 セ点 東経134度30分47秒3580 北緯34度39分03秒8805 ソ点 東経134度30分46秒2336 北緯34度38分59秒1340 タ点 東経134度30分46秒0110 北緯34度38分58秒9795
枯木ヶ浦		次のア点からク点を順に結んだ線及びク点とア点を結ぶ市道坊勢島21号線山側線により囲まれた区域 ア点 東経134度30分28秒7610 北緯34度39分07秒0717 イ点 東経134度30分27秒8593 北緯34度39分09秒7096 ウ点 東経134度30分13秒9537 北緯34度39分04秒1363 エ点 東経134度30分14秒9377 北緯34度39分02秒3845 オ点 東経134度30分15秒2755 北緯34度39分00秒7860 カ点 東経134度30分15秒9607 北緯34度38分59秒8013 キ点 東経134度30分18秒1513 北緯34度38分59秒6399 ク点 東経134度30分18秒4038 北緯34度38分59秒7824

播磨沿岸の部坊勢漁港の款枯木ヶ浦の項の次に次のように加える。

長 井		次のア点からケ点を順に結んだ線及びケ点とア点を結ぶ市道坊勢島25号線並びに県道坊勢島線山側線により囲まれた区域 ア点 東経134度31分01秒9414 北緯34度39分20秒6922 イ点 東経134度31分01秒9998 北緯34度39分20秒8514 ウ点 東経134度31分00秒9125 北緯34度39分22秒0051 エ点 東経134度30分59秒2649 北緯34度39分20秒9143 オ点 東経134度30分59秒7184 北緯34度39分23秒0224 カ点 東経134度30分58秒1363 北緯34度39分25秒3144 キ点 東経134度30分58秒2970 北緯34度39分29秒3881 ク点 東経134度30分59秒0142 北緯34度39分32秒2706
-----	--	---

		ケ点 東経134度30分56秒4050 北緯34度39分32秒2750
--	--	--



兵庫県告示第428号

兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第6条第1項の規定に基づき、雪彦峰山県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条第2項において準用する同条第5条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、西播磨県民局環境課及び但馬県民局環境課並びに関係市役所及び町役場に備え付けて供覧する。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

単独施設に以下の施設を追加する。

種 類	位 置
スキー場	神崎郡神河町上小田（峰山高原）



兵庫県告示第429号

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第112条第2項の規定により郷土記念物の指定の解除をしたものは、次のとおりである。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 平成5年兵庫県告示第59号（郷土記念物の指定）中

名 称	対 象	数 量	所 在 地	所 有 者
一二峠の無難の木	樹木 ブナ	1本	美方郡村岡町萩山字一二峠177	山名晴彦

- 2 平成8年兵庫県告示第543号（郷土記念物の指定）中

名 称	対 象	数 量	所 在 地	所 有 者
名色の大モミジ	樹木 イロハモミジ	1本	城崎郡日高町名色字南太田道 1269番地	飯田ちか



兵庫県告示第430号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市灘区六甲山町北六甲4512の1133（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第431号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市須磨区妙法寺字高取山1の23・長田区高取山町103の9 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第432号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。
平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第1047号により指定した区域(赤穂市中山字川久保堤ノ外534番1、534番8、542番1、542番2、542番7の一部)の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第433号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点測量)
- 2 作業期間

平成28年3月22日から同年4月30日まで

3 作業地域

西宮市高木東町及び荒木町



兵庫県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成28年2月22日から同年3月17日まで

3 作業地域

尼崎市大庄中通四丁目外



兵庫県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（TS測量、平板測量、デジタルマッピング（レベル500-道路縁内のみ）及びデジタルマッピング（レベル2500-道路以外））

2 作業期間

平成27年5月18日から平成28年3月18日まで

3 作業地域

西宮市全域



兵庫県告示第436号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（ほ場整備）

2 作業期間

平成27年11月10日から平成28年3月18日まで

3 作業地域

加西市北条町東高室地区



兵庫県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮内庁から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成28年1月21日から同年3月7日まで

3 作業地域

南あわじ市賀集字岡ノ前（淳仁天皇陵）及び北阿万筒井字馬目（淡路墓）



兵庫県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年4月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年4月5日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大阪伊丹線	尼崎市御園1丁目170番10から 同市御園1丁目181番1まで	旧	6.0から 15.0まで	171.0	
		新	6.0から 15.0まで	171.0	



兵庫県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成28年4月5日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年4月5日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	尼崎市武庫の里1丁目2番1から 同市武庫の里1丁目238番1まで	旧	18.0から 18.0まで	224.0	一部 予定地
		新	18.0から 18.0まで	224.0	



兵庫県告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、南あわじ都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成28年近畿地方整備局告示第45号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
南あわじ都市計画道路事業
3.5.420号湊線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成22年11月2日から平成32年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用地の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第441号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき除却し、保管した船舶及び仮設工作物等について、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年4月5日

赤穂港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保管した船舶及び仮設工作物等
別表1及び2のとおり
- 2 当該船舶及び仮設工作物等の保管の場所
赤穂市加里屋1062-11 赤穂港千鳥地区公共ふ頭（駐車場）
- 3 保管した船舶及び仮設工作物等の返還の手続
保管した船舶及び仮設工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、西播磨県民局光都土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1 船舶

整理番号	保管した船舶の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した船舶が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色・外色					
1	永楽丸	6.00×1.50	1	271-11139	赤穂市加里屋字磯1125番地先	平成28年3月18日10時	
	汽船	白-白				同 日12時	
2	なし	6.50×1.50	1	260-16015	赤穂市加里屋字江戸1119番地先	平成28年3月18日10時	
	汽船	緑-白				同 日12時	

別表2 仮設工作物等

整理番号	保管した仮設工作物等の名称、種類、形状及び数量		保管した仮設工作物等が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称	構造、形状、数量等		保管を始めた年月日時	
	種類				

1	なし	防舷材4個・ロープ3本・ 鉄梯子2個	赤穂市加里屋字磯1125番地先	平成28年3月18日10時	
	仮設工作物			同 日12時	
2	なし	ロープ2本	赤穂市加里屋字江戸1119番地先	平成28年3月18日10時	
	仮設工作物			同 日12時	



兵庫県告示第442号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27中播位置 0007号	28. 3. 22	たつの市龍野町中村字桑ノ木52番1の一部、 52番2の一部、52番1地先里道水路 同 市龍野町中村字石田24番1、24番2の 一部、24番13の一部	6.00	52.01
第H27中播位置 0012号	28. 3. 23	揖保郡太子町東南字平田561番の一部	6.00	49.11



兵庫県告示第443号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年4月5日

阪神北県民局長 村 上 元 伸

- 1 重要調整池の所在地
宝塚市切畑字検見1番1
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
日新開発株式会社
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
宝塚市切畑字検見1番地の2
 - (3) 代表者の氏名
綿 引 秀 憲



兵庫県告示第444号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年4月5日

河川管理者
西播磨県民局長 早 金 孝

- 1 保管した工作物等
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
赤穂市加里屋1062—11 赤穂港千鳥地区公共ふ頭（駐車場）
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、西播磨県民局光都土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置 されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称又は種類	長さ(m)×幅(m) 内色—外色	数量		保管を始めた年月日時	
1	モーターボート	3.50×1.50 青—白	1	赤穂市新田364番1地先 (塩屋川)	平成28年3月17日10時	
					同 日12時	

別表2

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置 されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時	
1	係留施設等	ロープ2本	1式	赤穂市新田364番1地先 (塩屋川)	平成28年3月17日10時	
					同 日12時	



兵庫県告示第445号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年4月5日

河川管理者

西播磨県民局長 早 金 孝

- 1 保管した工作物等
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
赤穂市加里屋1062—11 赤穂港千鳥地区公共ふ頭（駐車場）
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、西播磨県民局光都土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置 されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称又は種類	長さ(m)×幅(m) 内色—外色	数量		保管を始めた年月日時	
1	モーターボート	4.50×1.20 青—白	1	赤穂市折方1501番3地先 (大津川)	平成28年3月17日10時	
					同 日12時	

別表2

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置 されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時	
1	係留施設等	角鉄杭1本・ブイ1個・ ロープ8本	1式	赤穂市折方1501番3地先 (大津川)	平成28年3月17日10時 同 日12時	

公 告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

平成28年4月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る業務名称及び数量
 - ア 平成28年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（姫路市の一部）
 - イ 平成28年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（宝塚市）
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部広報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
 - ア らいふ広告 姫路市豊富町豊富400-1
 - イ ジャパンメッセンジャーサービス株式会社 伊丹市大鹿6丁目68番地
- 5 落札金額
 - ア 15,590,880円
 - イ 7,387,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年2月2日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山陽百貨店・姫路駅西再開発ビル・神姫バス山陽電鉄合同ビル
所在地 姫路市南町1番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽百貨店	姫路市南町1番地	高野 勝
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
山陽電気鉄道株式会社	神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号	上門 一裕

外16者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の住所

ア 変更前

姫路市南町1番地

イ 変更後

姫路市南町1番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽百貨店	姫路市南町1番地	澤田 瑞 穎
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	上 杉 雅 彦
山陽電気鉄道株式会社	神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号	天 野 文 博

外14者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽百貨店	姫路市南町1番地	高 野 勝
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長 尾 真
山陽電気鉄道株式会社	神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号	上 門 一 裕

外16者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽百貨店	姫路市南町1番地	澤田 瑞 穎
株式会社ファームエスト	姫路市豊沢町105番地	朝 日 万 雄
マルタカ衣料株式会社	姫路市西駅前町88番地	高 橋 照 夫

外16者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽百貨店	姫路市南町1番地	高 野 勝
株式会社プロフィット	姫路市別所町北宿945番地の1	榮 永 和 之
株式会社ワダスポーツ	姫路市網干区坂上160番地	和 田 耕 治

外11者

(4) 駐車場の収容台数

ア 変更前

348台

イ 変更後

208台

4 変更年月日

平成28年11月5日ほか

5 届出年月日

平成28年3月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年4月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年8月5日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビオレヤング館

所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神戸S C開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号	山田 宗 司
西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	真 鍋 精 志

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神戸S C開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号	中 村 順 一
西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	真 鍋 精 志

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
神戸S C開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号	山田 宗 司
西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	真 鍋 精 志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社アイシーエル	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目11番1号	勝 浦 清 貴
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	岩 崎 幸次朗
株式会社ジュン 外41者	東京都港区南青山2丁目2番3号	佐々木 進

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目11番1号	森 正 督
株式会社アマガサ	東京都台東区浅草6丁目36番2号	天 笠 竜 蔵
株式会社ジュン 外37者	東京都港区南青山2丁目2番3号	佐々木 進

(3) 駐車場の収容台数及び位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

駐車場の位置	収容台数

駐車場① 店舗南西側	79台
駐車場② 店舗南側	2台

イ 変更後

駐車場の位置	収容台数
駐車場① 店舗西側	56台
駐車場② 店舗南側	2台

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所

イ 変更後

入口2箇所、出口2箇所

4 変更年月日

平成28年11月17日ほか

5 届出年月日

平成28年3月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年4月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年8月5日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市岩園町85番1、85番9から85番16まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

住友林業株式会社 代表取締役 市川 晃

3 許可年月日及び許可番号

平成28年2月26日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-7-2号（27芦屋）

企業庁公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成28年4月5日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

1 落札に係る物品の名称及び数量

- (1) 次亜塩素酸ナトリウム 1,512,000キログラム
- (2) ポリ塩化アルミニウム 4,801,000キログラム
- (3) ドライ粉末活性炭（5%WE T） 579,000キログラム
- (4) 粉末活性炭（50%WE T） 128,000キログラム
- (5) 液体苛性ソーダ 236,000キログラム

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成28年3月17日

4 落札者の名称及び住所

- (1) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
- (2) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
- (3) アタカメンテナンス株式会社大阪支店 大阪市此花区西九条5-3-28
- (4) アタカメンテナンス株式会社大阪支店 大阪市此花区西九条5-3-28
- (5) 株式会社シマヤ 姫路市飾磨区思案橋60番地

5 落札金額

- (1) 53円10銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- (2) 15円50銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 148円80銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) 92円（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- (5) 16円90銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札
- (4) 一般競争入札
- (5) 一般競争入札

7 入札公告をした日

平成28年2月2日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設の指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

1 病院及び介護老人保健施設の表淡路市の項中

「
| _____ |

	医療法人社団 淡路平成会 東浦平成病院	同 市久留麻1867
	医療法人社団 幸仁会 北淡路病院	同 市小倉153

を
「

	医療法人社団 淡路平成会 東浦平成病院	同 市久留麻1867
--	---------------------	------------

に改める。

2 老人ホームの表西脇市の項中

「

	特別養護老人ホーム オンベリーコ	同 市上比延町1422—14
--	------------------	----------------

を
「

	特別養護老人ホーム オンベリーコ	同 市上比延町1422—14
	さわやかリバーサイド西脇	同 市和布町字出嶋168—2

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月5日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第9号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考2の表中

「

	兵庫県立 柏原高等学校
--	-------------

を
「

	兵庫県立 川西緑台高等学校
	兵庫県立 柏原高等学校

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。